

令和元年（2019年）度災害復旧資金融資の案内（災）

（令和元年台風15号に伴う被害）

令和元年9月27日制定
東京都産業労働局金融部金融課

1 目的

令和元年台風15号による直接被害を受けた大島町、新島村、神津島村及び三宅村の中小企業者等に対して、その復旧に要する資金を長期かつ低利で融資することにより、経営の安定に資することを目的とする。

2 融資対象

次の（1）から（6）を全て満たすもの

- （1）中小企業者又は組合であること。
- （2）都内に事業所（個人事業者は事業所又は住居）を有し、保証協会の保証対象業種に属する事業を営んでいること。
- （3）事業税その他租税の未申告・滞納や、社会保険料の滞納がないこと。（完納の見通しが立つ場合などはこの限りではない。）
- （4）当事業を営むために許可、認可、登録、届出等を必要とする業種にあつては、当該許可等を受けている（又は、受ける）こと。
- （5）現在かつ将来にわたって、暴力団員等に該当しないこと、暴力団員等が経営を支配していると認められる関係等を有しないこと及び暴力的な要求行為等を行わないこと。
- （6）令和元年台風15号による損失について大島町長、新島村長、神津島村長及び三宅村長が発行する「り災証明書」の交付を受けたこと。

3 融資条件

(1) 資金用途	運転資金・設備資金
(2) 融資限度額	1企業（組合）8,000万円
(3) 融資期間	15年以内（据置期間1年以内を含む。）
(4) 融資利率	責任共有利率 固定金利 1.7% 全部保証利率 固定金利 1.5% ※なお、責任共有制度が適用される中小企業者等に対しては、利子の1.2%分を、責任共有制度対象外となる場合は利子の1.0%分を都が補助する。
(5) 返済方法	分割返済（元金据置期間は1年以内） ただし、融資期間が1年以内の場合は一括返済とすることができる。
(6) 融資形式	証書貸付とする。 ただし、1年以内の場合は手形貸付とすることができる。
(7) 信用保証料	保証協会の定めるところによる。なお、東京都が保証料全額を補助する。
(8) 保証人	原則として法人代表者を除き連帯保証人は不要とする。
(9) 物的担保	この融資の保証を含めて保証合計残高が、8,000万円以下の場合は原則として無担保とする。

4 融資の申込み

(1) 融資申込受付期間

令和元年9月27日から令和2年3月31日まで

(2) 融資申込受付機関

- ア 大島町、新島村、神津島村及び三宅村の商工会
- イ 東京都大島支庁産業課
- ウ 東京都三宅支庁産業課
- エ 東京信用保証協会八重洲支店
- オ 東京都産業労働局金融部金融課
- カ 東京都中小企業制度融資取扱指定金融機関

(3) 取扱金融機関

平成31年(2019年)度東京都中小企業制度融資要項で定める東京都中小企業制度融資取扱指定金融機関

(4) 融資申込みに必要な書類

- ア 信用保証委託申込書(※)及び信用保証委託契約書(※) 各1部
 - イ 個人情報の取扱いに関する同意書(※) 2部
 - ウ 確定申告書(決算書)の写し(原則直近2期分) 2部
 - エ 法人税又は事業税(個人は所得税)の納税証明書 1部
 - オ 法人の場合は商業登記簿謄本 1部
 - カ 申込人及び連帯保証人の印鑑証明書 各1部
 - キ 大島町長、新島村長、神津島村長及び三宅村長が発行する「り災証明書」 1部
- ※保証協会及びあつ旋機関から申し込む場合は、融資あつ旋用を使用のこと。

5 返済猶予措置

り災した中小企業者等からの申出により、既往債務(東京都中小企業制度融資の融資残額)について返済猶予を個々の状況に応じて取り扱います。(借受先金融機関で個別相談に応じます。)

6 利子補給制度

責任共有制度が適用される中小企業者等に対しては、利子の1.2%分を、責任共有制度対象外となる場合は利子の1.0%分を補給します。

なお、利子補給には別途申請が必要となります。

7 その他

掲載した内容は融資の概要です。融資条件等の詳細につきましては、下記(問い合わせ先)にお問い合わせの上、ご利用ください。

(問い合わせ先)

東京都大島支庁産業課	04992(2)4431
東京都三宅支庁産業課	04994(2)1312
東京都産業労働局金融部金融課	03(5320)4876